

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月10日

【四半期会計期間】 第22期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

【会社名】 キッズウェル・バイオ株式会社  
（旧会社名 株式会社ジーンテクノサイエンス）

【英訳名】 Kidswell Bio Corporation  
（旧英訳名 Gene Techno Science Co.,Ltd.）  
（注）2021年6月29日開催の第21回定時株主総会の決議により、2021年7月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷 匡治

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目2番12号

【電話番号】 03-6222-9547（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 栄 靖雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目2番12号

【電話番号】 03-6222-9547（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 栄 靖雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第2四半期 連結累計期間	第22期 第2四半期 連結累計期間	第21期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	174,487	740,635	996,543
経常損失 ( ) (千円)	693,599	463,616	991,166
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失 ( ) (千円)	696,079	463,221	1,001,461
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	605,464	414,966	776,955
純資産額 (千円)	1,466,479	1,998,718	1,610,385
総資産額 (千円)	3,611,455	3,859,062	3,933,952
1株当たり四半期(当期)純 損失 ( ) (円)	24.49	15.30	34.79
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.3	48.0	38.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	104,638	857,808	1,267,471
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	5,854	-	22,290
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	579,484	370,892	718,345
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (千円)	2,501,566	974,242	1,461,158

回次	第21期 第2四半期 連結会計期間	第22期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	15.69	4.87

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態の状況

##### 資産

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末比1.9%減の3,859,062千円となりました。これは主に、仕掛品が237,397千円増加したものの、現金及び預金が486,916千円、売掛金が63,834千円減少したことによるものであります。

##### 負債

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末比19.9%減の1,860,343千円となりました。これは主に、受注損失引当金が96,000千円増加したものの、転換社債型新株予約権付社債が400,000千円、未払金が185,967千円減少したことによるものであります。

##### 純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末比24.1%増の1,998,718千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失を463,221千円計上したものの、資本金が387,377千円、資本剰余金が387,377千円、その他有価証券評価差額金が48,255千円増加したことによるものであります。

#### (2) 経営成績の状況

当社は、「バイオで価値を創造する」の実現に向けて、これまでの事業活動で得てきたバイオ技術に関するノウハウ及び知見を最大限活用し、従来より手掛けてきた希少疾患、難病に加えて、小児疾患を重点的なターゲットと定めております。これらの疾患に悩む患者様、そのご家族や介護者の方を含めた包括的なケアを目指して、新薬のみならず新たな医療の開発・提供をより一層加速化させるため、2021年7月1日より新たにキッズウェル・バイオ株式会社としてスタートし、2021年2月15日に公表した5か年中期経営計画の各事業における今後の具体的な戦略方針と成果目標を確実に達成するべく、心機一転、全社一丸となって活動を強化しております。

当第2四半期連結累計期間における各事業の進捗状況は以下のとおりであります。

##### バイオ後続品事業

富士製薬工業(株)と持田製薬(株)による好中球減少症治療薬「フィルグラスチムBS」の原薬販売及び2019年11月27日より販売が開始された(株)三和化学研究所と共同開発を行っていたダルベポエチンアルファバイオ後続品の売上高に応じたロイヤリティによる収益を安定的に計上しております。また、千寿製薬(株)と共同開発を行ってきたラニピズマバイオ後続品について、2021年9月27日付で、同社が国内での製造販売承認を厚生労働省より取得し、事業収益化に向けて大きく前進いたしました。その他、開発中のパイプラインについても着実に開発活動を推進しております。

##### バイオ新薬事業

次世代型抗体医薬品等の研究開発を進めた結果、2020年1月にがん細胞内侵入能力を有する抗体を用いた抗がん剤の開発を目的として札幌医科大学との共同研究契約、同じくがん細胞殺傷効果を有する新たな抗体の取得を目的としてMabGenesis(株)との共同研究契約をそれぞれ締結しました。また、上述の5か年中期経営計画にて公表いたしましたとおり、早期新薬パイプラインとして悪性リンパ腫、血管炎、肺高血圧症の根治を目指す医薬品の研究開発及びパートナーリング活動を進めております。

### 新規バイオ事業

当社は、再生医療事業の研究開発において、重要な研究ソースとなる乳歯歯髄幹細胞（SHED）及び心臓内幹細胞（CSC）を活用したプロジェクトの推進、アカデミア及び企業との共同研究または提携を推進しております。

SHEDについては、骨及び神経疾患といった分野で新たな治療法を提供できる可能性を複数のアカデミア及び企業に評価いただき、それぞれ研究開発活動を推進しております。このうち、多数のパイプラインで疾患に対するSHEDの明確な有効性が非臨床試験にて確認されており、導出に向けて着実に前進しております。

CSCについては、小児の重篤な心臓疾患である機能的単心室症を主な対象とした再生医療等製品の開発（開発番号JRM-001）を推進しております。2020年10月に当該開発品の第3相臨床試験において、患者様自身の組織に由来する自家細胞を用いた自家再生医療等製品の実用化で豊富な実績を有する㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングを製造パートナーとして加え、さらに2021年6月に厚生労働省における希少疾病用再生医療等製品に当該開発品が指定されました。

そのほか、将来の成長戦略として、高い治療目標を達成するために強化型細胞治療「デザイナー細胞」の具体的な進捗として、2021年9月8日にナノキャリア株式会社と共同研究契約を締結し、開発活動を本格化させております。また、再生医療分野での事業を進展させていくための重要なステップとして、SHEDを再生医療等製品として製品化するための基となるマスターセルバンク（MCB）開発について、SHED製造の原料となる乳歯を提供頂くための体制構築のため「ChiVo Net 未来医療子どもボランティアネットワーク」、東京大学医学部附属病院、昭和大学歯科病院、それぞれとの連携を進めてまいりました。今般、その準備が整ったことから㈱ニコン・セル・イノベーションのGMP/GCTP対応製造施設において、マスターセルバンクの製造を開始いたしました。これにより当社における再生医療等製品の研究・開発活動を加速すると共に、アカデミアや企業との連携による研究・開発パイプラインの強化を進めてまいります。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は740,635千円（前年同四半期比324.5%増）、営業損失は450,932千円（前年同四半期は営業損失682,725千円）、経常損失は463,616千円（前年同四半期は経常損失693,599千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は463,221千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失696,079千円）となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当第2四半期連結累計期間における業績への影響はありませんでした。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ486,916千円減少し、974,242千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は857,808千円となりました。これは主に、受注損失引当金の増加96,000千円があったものの、税金等調整前四半期純損失の計上462,471千円、棚卸資産の増加265,404千円があったことによるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増減はありませんでした。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は370,892千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入370,892千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、532,689千円であり、各パイプラインの研究開発状況については、概ね計画どおりに進捗しております。

(8) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社が業を営む医薬品業界には、研究開発投資を行ってからリターンを生み出すまでの期間が長く、また、そのリターンが実現するリスクや採算性に関するリスクも高いという特質があります。

当社は、バイオ新薬と再生医療については多額の研究開発費がかからないよう、早期導出、パートナーリングによるコスト分担等を推進し、リスクを低減しております。一方、バイオ後続品についても、既存バイオ医薬品の特許期間の満了時期から逆算して機を逸することのないよう、パートナーの選定を行い、当社は製造プロセスの開発に経営資源の集中的な投入を行うことで、リスク分散を図っております。

2019年10月及び2020年4月には第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債並びに新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、加えて2019年12月にみずほ銀行より借入れを実行し、未行使である新株予約権を除いて総額約18億円規模の資金を調達いたしました。今後は、依然として間接金融による資金調達は難しく、直接金融による資金調達が基本になりますが、開発品の優先順位を考慮しつつ財務会計面及び管理会計面からも検討を加えた上で意思決定を行っていくことで、パイプラインの充実と安定的な収益基盤の確立につながるものと考えております。

なお、当社グループは、当第2四半期連結会計期間末で現金及び預金並びに売掛金を合わせて1,727,144千円の残高を有しております。その他、2021年10月21日には当社が保有する上場有価証券1銘柄の売却を実施するなど、継続的に財務体質の強化及び資産効率の向上に努めております。これに加えて、今後中長期的には原価低減施策に基づく、高い利益率を持ったバイオ後続品の販売による売掛債権の回収及びロイヤリティー収益、並びに上述の新株予約権行使による増資で必要十分な資金調達がされることが見込まれますので、これら資金を基に研究開発費を含めた販売費及び一般管理費を適切に管理してまいります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による想定外のリスクの発生に備え、財務制限条項も勘案して、必要に応じて資金調達も含め、手元流動性の維持・向上に努めてまいります。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,000,000
計	46,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月10日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	31,434,047	31,435,047	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 であります。なお、単元株 式数は100株であります。
計	31,434,047	31,435,047	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名
新株予約権の数(個)	71
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年9月30日 至 2026年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権証券の発行時(2021年9月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円とする。
3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  
(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。  
(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項  
(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



決議年月日	2021年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社の使用人 35名
新株予約権の数(個)	807
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年9月30日 至 2025年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権証券の発行時(2021年9月29日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円とする。
3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  
(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。  
(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項  
(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	第2四半期会計期間 (2021年7月1日から 2021年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	10
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	466,200
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	429
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	25
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,165,500
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	429
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日 (注)1	1,260,000	31,434,047	269,281	1,419,557	269,281	10,725,157

- (注) 1. 新株予約権の行使及び転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加であります。  
 2. 2021年10月1日から2021年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ473千円増加しております。

(5)【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ノーリツ銅機株式会社	東京都港区麻布十番 1 - 10 - 10	9,471,832	30.13
大友 宏一	北海道江別市	1,600,750	5.09
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE,CANARY WHARF,LONDON E14 4QA,U.K.(東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7)	1,346,800	4.28
ナノキャリア株式会社	東京都中央区京橋 1 - 4 - 10	1,000,000	3.18
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	762,200	2.42
野村信託銀行株式会社(信託口 2052241)	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 2	721,000	2.29
JSR株式会社	東京都港区東新橋 1 - 9 - 2	686,814	2.18
千寿製薬株式会社	大阪市中央区瓦町 3 - 1 - 9	555,200	1.77
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	542,926	1.73
小池 太郎	東京都港区	460,000	1.46
計	-	17,147,522	54.55

(6)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,428,800	314,288	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 5,247	-	-
発行済株式総数	31,434,047	-	-
総株主の議決権	-	314,288	-

(注)「単元未満株式」の欄には、自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)当社は、単元未満の自己株式を92株所有しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,461,158	974,242
売掛金	816,737	752,902
製品	70,712	98,719
仕掛品	380,039	617,437
前渡金	431,718	575,136
その他	185,943	185,002
流動資産合計	3,346,310	3,203,440
固定資産		
有形固定資産	3,223	2,425
無形固定資産	2,622	2,277
投資その他の資産		
投資有価証券	563,159	632,690
その他	18,636	18,228
投資その他の資産合計	581,795	650,919
固定資産合計	587,641	655,622
資産合計	3,933,952	3,859,062
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	109,739	114,534
未払法人税等	28,461	32,629
受注損失引当金	379,243	475,243
その他	596,875	411,672
流動負債合計	1,114,319	1,034,080
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	500,000	100,000
長期借入金	600,000	600,000
退職給付に係る負債	19,755	15,495
その他	89,491	110,768
固定負債合計	1,209,246	826,263
負債合計	2,323,566	1,860,343
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,032,179	1,419,557
資本剰余金	10,337,779	10,725,157
利益剰余金	10,078,706	10,541,928
自己株式	73	73
株主資本合計	1,291,179	1,602,713
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	202,965	251,220
その他の包括利益累計額合計	202,965	251,220
新株予約権	116,240	144,785
純資産合計	1,610,385	1,998,718
負債純資産合計	3,933,952	3,859,062

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	174,487	740,635
売上原価	39,964	275,700
売上総利益	134,523	464,935
販売費及び一般管理費		
研究開発費	403,208	532,689
その他	414,040	383,178
販売費及び一般管理費合計	817,249	915,868
営業損失( )	682,725	450,932
営業外収益		
受取利息	36	6
為替差益	103	-
資材売却収入	-	1,650
雑収入	669	47
営業外収益合計	809	1,704
営業外費用		
支払利息	7,985	7,761
株式交付費	2,959	4,127
為替差損	-	2,264
雑損失	737	235
営業外費用合計	11,682	14,387
経常損失( )	693,599	463,616
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,144
特別利益合計	-	1,144
特別損失		
固定資産除却損	0	-
減損損失	1,449	-
特別損失合計	1,449	-
税金等調整前四半期純損失( )	695,048	462,471
法人税、住民税及び事業税	1,031	750
法人税等合計	1,031	750
四半期純損失( )	696,079	463,221
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	696,079	463,221



## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純損失( )	696,079	463,221
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	90,615	48,255
その他の包括利益合計	90,615	48,255
四半期包括利益	605,464	414,966
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	605,464	414,966
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	695,048	462,471
減価償却費	561	1,143
減損損失	1,449	-
受注損失引当金の増減額( は減少)	24,000	96,000
受取利息及び受取配当金	36	6
支払利息	7,985	7,761
売上債権の増減額( は増加)	576,630	63,834
棚卸資産の増減額( は増加)	48,508	265,404
前渡金の増減額( は増加)	34,673	143,418
仕入債務の増減額( は減少)	11,442	4,795
未払金の増減額( は減少)	22,547	187,418
その他	15,082	36,715
小計	94,317	848,468
利息及び配当金の受取額	36	6
利息の支払額	7,927	7,846
法人税等の支払額	2,430	1,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,638	857,808
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
無形固定資産の取得による支出	3,254	-
その他	2,600	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,854	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	25,000	-
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	599,710	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	370,892
新株予約権の発行による収入	4,774	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	579,484	370,892
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	468,991	486,916
現金及び現金同等物の期首残高	2,032,575	1,461,158
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,501,566	974,242

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当第2四半期連結累計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	2,501,566千円	974,242千円
現金及び現金同等物	2,501,566	974,242

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使がありました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ280,000千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が891,711千円、資本準備金が10,197,311千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使並びに第9回及び第10回新株予約権の権利行使がありました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ387,377千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が1,419,557千円、資本準備金が10,725,157千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品開発事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
製品売上高	669,237
知的財産等収益	71,398
顧客との契約から生じる収益	740,635
その他の収益	-
外部顧客への売上高	740,635

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失	24.49円	15.30円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	696,079	463,221
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	696,079	463,221
普通株式の期中平均株式数(株)	28,424,005	30,270,727
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

投資有価証券の売却

当社は、当社が保有する投資有価証券を下記のとおり売却いたしました。

(1) 投資有価証券売却の理由

財務体質の強化及び資産効率の向上のため

(2) 投資有価証券売却の内容

売却株式 当社が保有する上場有価証券 1銘柄

発生年月日 2021年10月21日

投資有価証券売却益 417,736千円

(3) 今後の業績への影響について

上記投資有価証券売却益は、2022年3月期第3四半期連結会計期間において特別利益として計上する予定です。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月10日

キッズウェル・バイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田辺 拓央

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッズウェル・バイオ株式会社（旧社名 株式会社ジーンテクノサイエンス）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッズウェル・バイオ株式会社（旧社名 株式会社ジーンテクノサイエンス）及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。